



# 令和6年度 香川県職員 医師 (一般任期付) 採用選考案内

令和6年3月  
香川県病院局

## 1 選考区分、採用予定人数及び主な職務内容

選考区分	採用予定人数	主な職務内容
医師 (一般任期付)	1名程度	香川県立中央病院(総合診療科)及び香川県立白鳥病院(内科)において、医師の業務に従事します。

※ 採用後の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)で規定する一般職の任期付職員(任期の定めのある正規職員)です。

## 2 勤務の場所及び内容

- 白鳥病院の内科(臓器別の専門分野は問わない)において1年間従事した後、中央病院の総合診療科において1年間従事することを予定しています。なお、応募者の希望により、それぞれ2年間の従事を予定することもできます。
- 上記の期間を通じて、白鳥病院での勤務期間中に中央病院で週1回程度、中央病院での勤務期間中に白鳥病院で週1回程度の診療を行うなど、期間を通じて両病院間の診療連携を行うことを基本とします。
- 詳細については、応募者の希望を踏まえ、選考時に調整することがあります。

## 3 任期

令和6年4月1日(年度途中からの採用となった場合は採用の日)から令和7年3月31日(令和6年度末)までとし、以降は勤務成績等に基づき年度ごとに更新を行います。また、勤務成績等に基づき任期終了後の継続採用を検討します。

## 4 応募資格

- 次の全てに該当する者が応募できます。
  - 医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許を有すること
  - 内科若しくは総合診療の専門医(認定内科医も可)として認定されているか、又は令和5年度に実施された内科若しくは総合診療の専門医試験に合格し専門医として認定される見込みであること
  - 宿日直への従事が可能であること
- 上記の応募資格に該当する者であっても、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、応募できません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 年齢制限はありません。また、日本国籍を有しない者も応募できます。(日本国籍を有しない応募者は、後記「9」をご覧ください。)

## 5 選考方法及び内容等

選考方法	選考の内容	選考日時・場所、合格発表
個別面接	積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等の人物及び専門的な知識経験について、個別面接を行います。	調整のうえ、別途連絡します。

## 6 選考申込手続及び申込受付期間

持参・郵送いずれかの方法により、必要書類を香川県病院局県立病院課へ提出してください。郵送の場合は、封筒のおもて面に赤字で「医師（一般任期付）」と書き、簡易書留により発送してください。

なお、合否に関わらず、提出された書類は返却しません。

必要書類	受付期間
○履歴書 ・市販のもの（A4判又はA3判二つ折）で提出してください。 ・顔写真（6か月以内の撮影、カラー、脱帽、正面）を必ず貼ってください。 ・資格欄に医師免許の取得日を必ず記載してください。 ・希望連絡方法を必ず記載してください（電子メール、携帯電話、FAX等）。 ○医師免許証の写し ○臨床研修修了登録証の写し（平成16年4月1日以後に医師免許を申請し、医師免許を取得した者のみ） ○内科若しくは総合診療の専門医認定証（認定内科医証も可）の写し ※専門医として認定される見込みの方は、令和5年度に実施された内科若しくは総合診療の専門医試験に合格したことが証明できる書類を提出してください。	随時受付 （ただし、持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。）

## 7 合格から採用まで

この選考の合格者は、随時採用する予定です。

なお、この選考に合格しても、採用予定日までの間に応募資格（前記「4」）を満たさなくなった場合には、採用される資格を失います。

## 8 給与及び勤務時間

(1) 給料月額、香川県条例等に基づき、職歴等を考慮して決定され、あわせて初任給調整手当等が支給されます。令和5年4月1日現在を基準として給与等の額（概算年収）を例示すれば、次のとおりとなります。

例ー1：大学6年卒業（医師免許取得）後、医師としての経験（臨床研修期間を含む）が5年間ある場合  
概算年収 約10百万円（給料、初任給調整手当、地域手当及び期末・勤勉手当の合計）

例ー2：大学6年卒業（医師免許取得）後、医師としての経験（臨床研修期間を含む）が20年間ある場合  
概算年収 約14百万円（給料、初任給調整手当、地域手当及び期末・勤勉手当の合計）

このほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

(2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。時間外勤務は、実績に応じて超過勤務手当が支給されます。また、勤務期間を通じて宿日直に従事いただきます（月数回程度）。これに対しては、宿日直手当が支給されます。

## 9 その他

(1) この選考についてのお問合せは、香川県病院局県立病院課までお願いします。

この選考に関する問合せ・申込み先
香川県病院局県立病院課 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号（香川県庁本館18階） TEL タイヤルイン（087）832-3310 ホームページアドレス <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenritysubyojin/kenritysubyojin/kyuujinjouhou.html">https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenritysubyojin/kenritysubyojin/kyuujinjouhou.html</a>

(2) 応募者が日本国籍を有しない場合は、次の事項に注意してください。

(ア) 選考方法は日本国籍を有する者と同一です。面接も日本語で行います。

(イ) 在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。

(ウ) 日本国籍を有しない職員の任用については、「公務員に関する基本原則」に基づいた任用がなされます。

○ 「公務員に関する基本原則」とは、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」というものです。

○ 日本国籍を有しない者が採用後任用される職務には一部制限があり、任命権者が定める一部の職務（公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務）を除いた職務に任用されます。